

令和4年度 ガバナンスコードの点検

1. 理事、監事の意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続き 令和4年3月25日に開催された理事会で令和3年度の遵守状況を報告し、理事及び監事より意見を聴取した。</li> <li>・意見 ①遵守状況の判定基準を明確に記載する必要がある。</li> <li style="padding-left: 20px;">②遵守状況の点検は第三層（①、②・・・）レベルでそれぞれ記載することが望ましい。</li> <li style="padding-left: 20px;">③学長への権限移譲について、もう少し具体的に明文化することが望ましい。</li> <li style="padding-left: 20px;">④多様性への対応について、「ダイバーシティ推進委員会設置規程」を整備するに当たってセクシャルマイノリティも取り上げるべきである。</li> </ul>
--

2. 点検

項目	ガバナンスコード	遵守状況	点検
1-1 建学の精神・教育理念・使命	(1) 建学の精神・教育理念 (2) 建学の精神・教育理念に基づく使命	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建学の精神、教育理念、使命は学則第1条に記載し、ホームページ、キャンパスガイド等で公表している。</li> <li>・学生には、初年次教育の授業を使って学長が学園の歴史と建学の精神を紹介している。</li> <li>・次年度は、建学の精神の内容についてわかりやすく解説する文章を作成してホームページ、キャンパスガイド等で公表する予定である。</li> </ul>
1-2 建学の精神・教育理念に基づく教育・研究の目的	(1) 大学、大学院 (2) 短大	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建学の精神・教育理念に基づいて学部、大学院、学科は教育目的を明文化し、ホームページ、キャンパスガイド等で公表している。</li> <li>・学生には、オリエンテーション等で周知している。</li> <li>・教育理念、教育目的、教育目標の階層構造に一部ガバナンスコードの記載と一致しない部分があるので、次年度の教学マネジメント委員会において整合性を取るための見直しを行う予定である。</li> </ul>
	(3) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組み ①安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。 ②中期的な計画の進捗状況、財務状況については、理事会	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期中期計画（2015～2019年度）の達成状況と前回の認証評価結果を踏まえて、第2期中期計画（2020～2024年度）を策定している。</li> <li>・年度計画の進行管理は自己点検評価委員会が行い、中期計画に基づいて各担当部署において年度度計画を立案し、計画達成に</li> </ul>

	<p>で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。</p> <p>③財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。</p> <p>④改革のために、教職協働の観点からも職員の人材養成・確保など職員の役割を一層重視します。</p> <p>⑤経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。</p> <p>⑥中期的な計画に盛り込む内容例</p> <p>ア建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標</p> <p>イ教育改革の具体策と実現見通し</p> <p>ウ経営・ガバナンス強化策</p> <p>エ法人・教学部門双方の積極的な情報公開</p> <p>オ財政基盤の安定化策</p> <p>カ入学定員確保策</p> <p>キ教育環境整備計画</p> <p>クグローバル化、ICT 化策</p> <p>ケ計画実現のための PDCA 体制</p>		<p>取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度計画の達成状況は自己点検評価委員会に置いて集約し、大学評議会と理事会に報告し、ホームページで公表している。</li> <li>・ガバナンスコードと中期計画の対応</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1285 312 2074 906"> <thead> <tr> <th>ガバナンスコード</th> <th>中期計画 No</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標</td> <td>基本方針に記載</td> </tr> <tr> <td>イ教育改革の具体策と実現見通し</td> <td>1、2、3、5、6、7、8、9、10、12、13、14、15、18、19、20</td> </tr> <tr> <td>ウ経営・ガバナンス強化策</td> <td>29、30、31、</td> </tr> <tr> <td>エ法人・教学部門双方の積極的な情報公開</td> <td>32、38</td> </tr> <tr> <td>オ財政基盤の安定化策</td> <td>33、34、35、36</td> </tr> <tr> <td>カ入学定員確保策</td> <td>21、22、24、25、26、27、</td> </tr> <tr> <td>キ教育環境整備計画</td> <td>11、37</td> </tr> <tr> <td>クグローバル化、ICT 化策</td> <td>4、</td> </tr> <tr> <td>ケ計画実現のための PDCA 体制</td> <td>16、17、23、28、</td> </tr> </tbody> </table>	ガバナンスコード	中期計画 No	ア建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標	基本方針に記載	イ教育改革の具体策と実現見通し	1、2、3、5、6、7、8、9、10、12、13、14、15、18、19、20	ウ経営・ガバナンス強化策	29、30、31、	エ法人・教学部門双方の積極的な情報公開	32、38	オ財政基盤の安定化策	33、34、35、36	カ入学定員確保策	21、22、24、25、26、27、	キ教育環境整備計画	11、37	クグローバル化、ICT 化策	4、	ケ計画実現のための PDCA 体制	16、17、23、28、
ガバナンスコード	中期計画 No																						
ア建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標	基本方針に記載																						
イ教育改革の具体策と実現見通し	1、2、3、5、6、7、8、9、10、12、13、14、15、18、19、20																						
ウ経営・ガバナンス強化策	29、30、31、																						
エ法人・教学部門双方の積極的な情報公開	32、38																						
オ財政基盤の安定化策	33、34、35、36																						
カ入学定員確保策	21、22、24、25、26、27、																						
キ教育環境整備計画	11、37																						
クグローバル化、ICT 化策	4、																						
ケ計画実現のための PDCA 体制	16、17、23、28、																						
	<p>(4) 社会的責任等</p> <p>①自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。</p> <p>②学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生の保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を密にし、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。</p> <p>③本学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針をはじめ、多様性への対応を実施します。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産及び会計について寄附行為第 29～43 条に定め、監査計画に基づいて監査法人による監査を受けることで経営の透明性を確保している。</li> <li>・学生支援については学生支援方針を定めて、学修支援、生活支援、就職支援、留学生支援、障害者支援の充実に努めている。</li> <li>・保護者については保護者会の開催、教育後援会との連携を通して大学の教育活動に関する情報提供に努めている。</li> <li>・多様性へ対応するため、次年度はダイバーシティ推進委員会設置規程を整備する予定である。</li> </ul>																				

<p>2-1 理事会</p>	<p>(1) 理事会の役割</p> <p>①意思決定の議決機関としての役割 ア理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。</p> <p>②理事会の議決事項の明確化等 ア理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。 ウ理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。</p> <p>③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア理事会は、理事及び大学の運営責任者である学長、副学長及び学部部長等に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務と捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。</p> <p>④学長への権限委任 ア学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。</p> <p>⑤実効性のある開催 ア理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ審議に必要な時間は十分に確保します。</p> <p>⑥役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員</p>	<p>○</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会の役割については寄附行為第 18 条に「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定めている。</li> <li>・議決事項については寄附行為第 18、19 条に定め、遵守している。</li> <li>・議事録については寄附行為第 20 条に定め、適切に記録・保存している。</li> <li>・業務執行については毎年度事業計画（予算書類を含む）、事業報告（決算書類を含む）を理事会で審議することで監督している。</li> <li>・その他、学則の改定、中期計画の進捗状況、入試の実施状況等の業務執行の状況を適宜理事会に報告し、意見をもらっている。</li> <li>・学長への権限委任については学則に「校務をつかさどり、所属職員を統督し、校務全般についての決定権を有する」と定めている。</li> <li>・副学長の役割については学則に「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と定め、具体的には学長裁定により担当する業務を明示し、周知している。</li> <li>・理事会の開催は定例として 6 回開催し、案件により臨時の会議を開催している。</li> <li>・会議に際しては事前に議題及び会議資料を配布し、活発な意見交換ができるように配慮している。また、重要な議題については提案と議決の回を 2 回以上に分けるなど慎重な審議に努めている。</li> <li>・役員の実任、責任の免除、責任限定契約については寄附行為第 41、42 条に定めている。</li> <li>・役員の実任については毎年度文書で確認している。</li> </ul>
----------------	--	----------	--

	<p>は、これを賠償する責任を負います。</p> <p>⑦役員（理事・監事）が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。</p> <p>⑧役員（理事・監事）の本法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。</p> <p>⑨理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。</p>		
2-2 理事	<p>（１）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化</p> <p>①理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。</p> <p>②理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。</p> <p>③理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。</p> <p>④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。</p> <p>⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p> <p>⑥理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。</p> <p>⑦学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長の責務については寄附行為第 13 条に「法人を代表し、その業務を総理する」と定めている。</li> <li>・常務理事の責務については寄附行為第 14 条に「理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する」と定めている。</li> <li>・理事長の業務の代行又は代行については寄附行為第 16 条に定めている。</li> <li>・役員の実任、責任の免除、責任限定契約については寄附行為第 41、42 条に定めている。</li> <li>・役員の実任等については毎年度文書で確認している。</li> </ul>
	<p>（２）学内理事の役割</p> <p>①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。</p> <p>②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行しま</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内理事としての業務と教職員としての業務を両立できるように業務量に配慮するよう努めている。</li> </ul>

	す。		
	<p>(3) 外部理事の役割</p> <p>①複数名の外部理事を選任します。</p> <p>②外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。</p> <p>③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを行います。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事の選任については寄附行為第7条に定め、遵守している。</li> <li>・現在の理事6人のうち、2人が外部理事である。</li> <li>・会議に際しては事前に議題及び会議資料を配布し、活発な意見交換ができるように配慮している。また、重要な議題については提案と議決の回を2回以上に分けるなど慎重な審議に努めている。</li> </ul>
	<p>(4) 理事への研修機会の提供と充実</p> <p>全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事の研修については私立大学協会等が開催する研修会（Web研修会の視聴を含む）等の情報提供に努めている。</li> </ul>
2-3 監事	<p>(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について</p> <p>①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p> <p>②監事は、その責務を果たすため、寄附行為のほか、学校法人香川学園監事監査規程に則り、理事会、評議員会その他の重要会議に出席することができます。</p> <p>③監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。</p> <p>④監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、文部科学省に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。</p> <p>⑤監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事の責務については寄附行為第17条に定めている。</li> <li>・監査の業務については監事監査規程を定め、業務監査と会計監査を計画的に遂行している。</li> <li>・監事は、すべての理事会に出席することが求められている。</li> <li>・監事は、監査法人による監査結果の説明会に出席し、意見交換を行っている。</li> <li>・監事の権限については寄附行為第17条第2項及び第3項に定めている。</li> </ul>
	<p>(2) 監事を選任</p> <p>①監事の独立性を確保する観点を重視し、監事は理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任します。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事を選任については寄附行為第8条に定め、遵守している。</li> <li>・現在、2人の監事を選任している。</li> </ul>

	<p>②監事は2名又は3名を置くこととします。</p> <p>③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。</p>		
	<p>(3) 監事監査基準</p> <p>①監査機能の強化のため、学校法人香川学園監事監査規程に監査の基準を定めます。</p> <p>②監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。</p> <p>③監事は、寄附行為、学校法人香川学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事監査規程を定めている。</li> <li>・監事監査規程に基づいて監査計画を立て、業務監査、会計検査を実施し、監査結果の報告書を作成している。</li> <li>・監査結果は理事会及び評議員会に報告し、ホームページで公表している。</li> </ul>
	<p>(4) 監事業務を支援するための体制整備</p> <p>①監事、公認会計士による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。</p> <p>②監事機能の強化の観点から監事と連絡を密にとり、情報交換・意見交換の機会を設けます。</p> <p>③監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。</p> <p>④監事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを行います。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事は、監査法人による監査結果の説明会に出席し、意見交換を行っている</li> <li>・理事の研修については、文部科学省が開催する学校法人監事研修会への参加や私立大学協会等が開催する研修会(Web研修会の視聴を含む)等の情報提供に努めている。</li> <li>・理事会・評議員会の開催に際しては事前に議題及び会議資料を配布し、活発な意見交換ができるように配慮している。また、重要な議題については提案と議決の回を2回以上に分けるなど慎重な審議に努めている。</li> </ul>
2-4 評議員会	<p>(1) 諮問機関としての役割</p> <p>次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聴きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。</p> <p>①予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、学校債、基本財産（軽易なものは除く。）、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項</p> <p>②事業計画</p> <p>③事業に関する中期的な計画</p> <p>④役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会の役割については寄附行為第21条に定めている。</li> <li>・諮問事項については寄附行為第22条に定め、遵守している。</li> </ul>

	価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準 ⑤予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項 ⑥合併 ⑦目的たる事業の成功の不能による解散 ⑧残余財産の処分に関する事項 ⑨寄附行為の変更 ⑩収益事業に関する重要事項 ⑪運用財産中の不動産及び積立金の管理に関する事項 ⑫寄附金品の募集に関する事項 ⑬寄附行為の施行細則に関する事項 ⑭その他学校法人の業務に関する重要事項		
	(2) 評議員から意見を引き出す議事運営に努めます。	○	・会議に際しては事前に議題及び会議資料を配布し、活発な意見交換ができるように配慮している。
	(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	・評議委員会の役割については寄附行為第21条に定めている。
	(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○	・監事の選任について寄附行為第8条に「評議会の同意を得て」と定め、遵守している。
2-5 評議員	(1) 評議員の選任 ①評議員の人数は、理事現在数の2倍を超える人数を選任します。 ②評議員となる者は、次に掲げる者としています。 アこの法人の設置する学校の学長、校長、及び園長のうちから理事会が選任した者2名 イこの法人の職員のうちから理事会が選任した者7名以上10名以内 ウこの法人の設置する学校の卒業生で組織する各同窓会の会長及び副会長のうちから理事会が選任した者1名	○	・評議員の選任については寄附行為第25条に定め、遵守している。 ・現在の理事6人に対し、評議員13人で構成している。

	<p>又は2名。ただし、年齢25歳以上の者に限る。</p> <p>エこの法人の設置する学校に在籍する学生、生徒及び園児の保護者の会及び教育後援会の代表者のうちから1名又は2名</p> <p>オこの法人の設立又は事業の発展に著しき功労のあった者及び学識経験者のうちから2名又は3名</p> <p>③学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。</p> <p>④評議員の選任方法は、②エ～オまでに掲げる評議員は、ア～ウに掲げる評議員の過半数の議決をもって選任します。</p>		
	<p>(2) 評議員への情報と研修機会の提供</p> <p>①学校法人は、評議員に対し、審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを行います。</p> <p>②学校法人は、評議員に対する研修の実施に努めます。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議に際して事前に議題及び会議資料を配布し、活発な意見交換ができるように配慮している。</li> <li>・評議員の研修については私立大学協会等が開催する研修会（Web研修会の視聴を含む）の開催情報等の提供に努めている。</li> </ul>
3-1 学長	<p>(1) 学長の責務（役割・職務範囲）</p> <p>①学長は、大学の目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。</p> <p>②学長は、理事会から委任された権限を行使します。</p> <p>③学長は、所属教職員が学長方針、中期的な計画、本法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学長の権限については学則に「校務をつかさどり、所属職員を統督し、校務全般についての決定権を有する」と定めている。</li> <li>・大学教学運営体制については運営組織規程及び事務組織規程を定めている。</li> <li>・学長は、教学組織の最高意思決定機関である大学評議会を主宰し、諸課題を解決するため副学長、教務部長、学生部長、入試広報部長、学部長、学科長を任免・監督し、中期計画を実現するための方策を立案・周知・実施している。</li> </ul>
	<p>(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）</p> <p>①本学に必要ながあれば副学長を置くことができるようにしており、その役割は学則第10条第2項及び運営組織規程第3条に「副学長は、学長を助け、命を受けて、校務をつかさどる。」と規定しています。</p> <p>②学部長の役割については、本学運営組織規程に「学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」と規定していま</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副学長の役割については学則に「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と定め、具体的には学長裁定により担当する業務を明示し、周知している。</li> </ul>



	す。		
3-2 教授会	<p>(1) 教授会の役割 (学長と教授会の関係)</p> <p>本学の教育研究の重要な事項を審議するために人間社会学部、心理学部、人間健康学部及び短期大学部それぞれに教授会を設置しています。審議する事項については教授会規程に定めています。</p> <p>ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教授会規程を定め、定例の教授会を毎月開催している。</li> <li>・審議事項は、教授会規程に定めている。</li> <li>・「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」については学長裁定として定め、全学に周知している。</li> </ul>
4-1 学生に対して	<p>(1) 学生の学びの基礎単位である学部等において、3つの方針 (ポリシー) を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。</p> <p>①学部・学科・研究科ごとに3つの方針 (ポリシー) を定め公表します。</p> <p>ア卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)</p> <p>イ教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)</p> <p>ウ入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)</p> <p>②自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。</p> <p>③ダイバーシティ・インクルージョン (多様性の受容) の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、学部・学科、大学院において3つの方針を定め、ホームページ、大学案内、キャンパスガイド等に掲載して公表している。</li> <li>・毎年度教学マネジメント委員会において「3つの方針に関するアセスメントポリシー」を策定し、それに基づいて「3つの方針に関するアセスメント報告書」を作成し、大学評議会で報告して学内に周知している。また、報告書はホームページで公表している。</li> <li>・アセスメントに必要なデータの収集・分析は「IR部門」が担当している。</li> <li>・報告書では、重点取組課題を設定し、PDCAサイクルによる改善の取り組みの定着に努めている。</li> <li>・学生支援方針を定めて、学修支援、生活支援、就職支援、留学生支援、障害者支援の充実に努めている。</li> <li>・次年度は、ダイバーシティ推進委員会設置規程を整備する予定である。</li> </ul>
4-2 教職員に対して	<p>(1) 教職協働</p> <p>実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価 (PDCAサイクル) による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種委員会組織に教員及び職員を構成員として位置付けている。</li> <li>・各種業務に関する共通理解を深めるために、教員と職員が合同で参加するFD・SDを企画し、開催している。</li> </ul>

	<p>(2) FD・SD 全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。</p> <p>①ファカルティ・ディベロップメント：FD ア3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。 イ教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD・SD委員会を設置し、年次計画に基づき取組みを推進します。</p> <p>②スタッフ・ディベロップメント：SD ア全ての教員・事務職員はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イSD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ教職協働に対応するため、事務職員としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FD・SD委員会において毎年度FD・SD実施計画を立て、実施している。</li> <li>・2021年度は4回（FD2回、SD1回、FD・SD合同1回）実施した。 SD研修会：「大学内部質保証向上支援ツールを学ぶ」を開催し、事後アンケートを実施した。教職協働のため職員に加えて三部長、学部長、学科長が参加した。・参加できなかった職員を対象に研修会の内容を伝える動画を配信した。 FD研修会：「ティーチングポートフォリオ作成方法」と「成績不振者の面談方法」をテーマに開催し、事後アンケートを実施した。また、参加できなかった教員を対象に研修会の内容を伝える動画を配信した。 全学FD・SD研修会：アクティブラーニング実践報告と過去3年間の学生調査の集計結果報告を実施した。</li> </ul>
4-3 社会に対して	<p>(1) 認証評価及び自己点検・評価</p> <p>①認証評価 平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられています。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。</p> <p>②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。</p> <p>③学内外への情報公開</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学はH28年度に日本高等教育評価機構の、短大はH29年度に短期大学基準協会の認証評価を受審して合格している。</li> <li>・2020年度から大学・短大ともに日本高等教育評価機構に所属し、2023年度を受審に向けて準備している。</li> <li>・自己点検評価委員会を設置し、毎年度日本高等教育評価機構の「基準」に沿って自己点検・評価を行い、その結果を「自己点検評価書」にまとめてホームページで公開している。</li> </ul>

	<p>自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。</p>		
	<p>(2) 社会貢献・地域連携</p> <p>①社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。</p> <p>②産学官の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たします。</p> <p>③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。</p> <p>④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。</p> <p>⑤環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について対応します。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の研究活動は毎年度紀要・年報に編集し、学術論文は山口県大学リポジトリ「維新」に登録して公開している。</li> <li>・令和3年度は教員個人または学部学科等が実施した地域貢献活動にのべ303人の学生が参加し、地域住民と交流した。</li> <li>・社会人の学び直しを支援する「教養履修制度」を設け、心理学部心理学科に在籍して4年間で所定の単位を取得すると「学士」の学位を授与している。</li> <li>・消防団協力事業所として学生が消防活動に参加し、地域防災活動に貢献している。</li> </ul>
4-4 危機管理及び法令順守	<p>(1) 危機管理のための体制整備</p> <p>①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。</p> <p>ア火災・災害</p> <p>イ不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）</p> <p>②災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。</p> <p>ア学生・教職員等の安全安心対策</p> <p>イ減災・防災対策</p> <p>ウハラスメント防止対策</p> <p>エ情報セキュリティ対策</p> <p>オその他のリスク防止対策</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理マニュアルを整備し、マニュアルに基づき事案の発生に対し危機管理委員会を招集して対応している。</li> <li>・今年度はコロナ禍により防災訓練ができなかったが、次年度は実施する予定である。また、マニュアルの記載が古くなっていることから次年度見直しを行う予定である。</li> <li>・ハラスメントについては「ハラスメント防止・対策に関するガイドライン」を定め、「ハラスメント防止・対策委員会規程」を整備して体制を整えている。</li> <li>・研究倫理については「研究活動における行動規範」「研究活動の不正行為に対する措置等に関する規程」「公的研究費の管理・監査に関する規程」「公的研究費内部監査マニュアル」等関連する規程を整備し、「不正防止計画」を立てて実施状況を点検している。また、「研究倫理審査委員会における審査に関わる標準業務手順書」を整備し、教員の研究計画を審査している。</li> <li>・情報セキュリティについては「個人情報保護規定」「特定個人情報の取扱いに関する基本方針」を定めているが、より具体的な行動指針となる「情報セキュリティーマニュアル」に相当するもの</li> </ul>

			<p>について次年度整備する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
	<p>(2) 法令遵守のための体制整備</p> <p>①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下「法令等」という。）を遵守するよう組織的に取組みます。</p> <p>②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度自己点検評価報告書の作成にあわせて点検し、点検結果を報告書に記載している。</li> <li>・公益通報に関する規程を整備している。</li> </ul>
5-1 情報公開の充実	<p>(1) 法令上の情報公表</p> <p>公表すべき事項は学校教育法施行規則、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。</p> <p>①教育・研究に資する情報公表</p> <p>ア大学の教育研究上の目的</p> <p>イ卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>ウ教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）</p> <p>エ入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>オ教育研究上の基本組織</p> <p>カ教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績</p> <p>キ入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況</p> <p>ク授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画</p> <p>ケ学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準</p> <p>コ校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境</p> <p>サ授業料、入学料等の大学が徴収する費用</p> <p>シ本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等によって公開することが定められた情報を整理し、公表している。</li> </ul>

	<p>る支援          ス学生が修得すべき知識及び能力          ②学校法人に関する情報公表          ア財産目録・貸借対照表・収支計算書          イ寄附行為          ウ監事の監査報告書          エ役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）          オ役員の報酬等の支給基準          カ事業報告書</p>		
	<p>（２）自主的な情報公開          法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。          ①教育・研究に資する情報公開          ②学校法人に関する情報公開</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入試広報委員会に「ホームページ部門」を置き、最新の大学の活動をわかりやすく発信できるようにホームページに掲載する記事の作成、更新に努めている。</li> </ul>
	<p>（３）情報公開の工夫等          ①上記の情報については、Web 公開に加え、事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。          ②情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開及び開示に関する規程に基づき、公開します。          ③公開方法は、インターネットを使った Web 公開を主としますが、日本私立学校振興・共済事業団が取りまとめを行う、「大学ポートレート」を活用するほか、大学案内、大学広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。          ④公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開については寄附行為第 39 条に規定し、「遅滞なく、インターネットの利用により」公表することを定めている。</li> <li>・公開方法は、ホームページに加えて「大学ポートレート」に登録して公表している。</li> <li>・入試広報部門にホームページ部門を設置し、大学の活動を紹介する記事の選択、更新している。</li> <li>・その他、「大学案内」「広報フロンティア」等の冊子媒体による情報発信を行っている。</li> </ul>

以上